

はぐくむ

まもる

つなぐ

水土里ネット兵庫の概要 2023



兵庫県土地改良事業団体連合会

沿革

(1) 兵庫県耕地整理協会	大正15年 4月15日	設立
(2) (社団法人)兵庫県耕地協会	昭和 5年10月30日	改称
(3) 支部	昭和22年 7月 2日	設置
(4) (社団法人)兵庫県土地改良協会	昭和27年 5月20日	改称
(5) 兵庫県土地改良事業団体連合会	昭和33年 8月28日	設立

(農林大臣設立認可 農林省指令33農地第2587号)



目的

兵庫県土地改良事業団体連合会の設立目的は、定款第1条で次のように定めています。

「この会は、土地改良事業を行う者（国・県及び土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。」

性格

「連合会は、法人とする」（土地改良法第111条の3）と規定されています。

その法律的性格は連合会の目的、事業内容等に照らして公益的色彩を強く有していることから、土地改良法という特別法に定めるところにより設立が認められた「公法人」です。

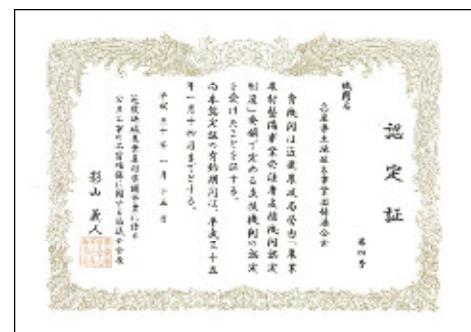
なお、組織形態等から社団法人として位置付けられて、営利を目的とすることはできません（土地改良法第111条の4）。また法人税法・所得税法・印紙税法に規定される公益法人等（国内法人）にもあたります。

本会は発注者支援機関に認定されています

本会は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、発注関係事務を公正・適切に支援できる機関として、「近畿地域農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会」より「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定されました。

支援業務内容

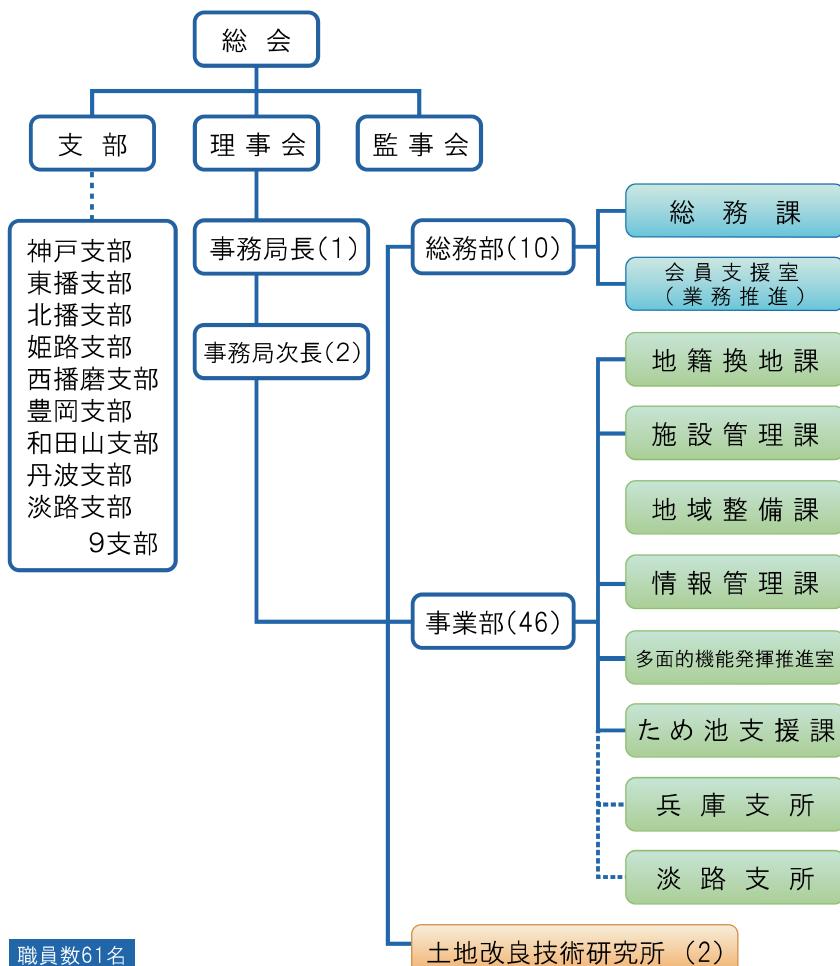
業務区分	業務内容
設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成 ・積算書の作成(積算、積算参考資料)
技術審査補助	・入札、契約方法の選定 ・技術資料の審査業務
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価
検査補助	・中間技術・既済部分、完成時の検査 ・施工者、担当技術者の評価



組織

兵庫県土地改良事業団体連合会	(会員の内訳)
支 部 (9)	市 町 38
会 員 (252)	土地改良区 210
	農 協 4

機構・事務局組織



支部別会員一覧表

支部名	市町	土地改良区	農協	計
神戸	6	43	3	52
東播	6	38	—	44
北播	5	6	—	11
姫路	4	16	1	21
西播磨	7	16	—	23
豊岡	3	28	—	31
和田山	2	5	—	7
丹波	2	34	—	36
淡路	3	24	—	27
計	38	210	4	252



私たちちは、豊かで魅力ある農業・美しく活力ある農村を構築し、安全・安心な県土づくりに貢献していくため、ひょうごの農業・農村の総合技術センターを目指しています。

1. 土地改良区体制強化事業

土地改良区の施設・財産管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する事業として下記内容の支援を行っています。

(1) 施設・財務管理強化対策

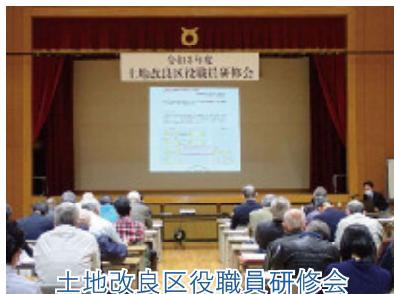
土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び事業運営の透明化や体制強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導（土地改良施設の適切な運用を図るために、専門技術者を配置し、診断・管理指導支援）を行うとともに、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策（弁護士・公認会計士を含めた相談体制支援）及び財務管理強化に関する指導等（複式簿記会計の導入支援・財務管理強化相談）を実施。

(2) 受益農地管理強化対策

換地事務の適正かつ円滑な推進により、ほ場整備事業の効果が十分に発揮され、農地の効率的利用が図られるよう、換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るための農地利用集積に関する指導を実施。

(3) 研修・人材育成

土地改良区の組織運営基盤や事業実施体制の強化を図るため、土地改良区の役職員等の資質向上のための研修等を実施。



2. 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等の土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して施設の定期的整備補修を行っています。



施設の整備前後

3. 土地改良負担金総合償還対策事業

全国土地改良事業団体連合会より支援事業の融資事務を行っています。

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

4. 農道台帳管理業務

地方交付税の対象となる一定要件を満たす農道の延長を把握するため、農道台帳（副本）の管理、更新及び台帳記載数値の県集計を行っています。

5. 土地改良区等支援受託事業

土地改良区等の依頼により、土地改良施設の管理等に関する業務を実施しています。



6. 換地業務受託事業

ほ場整備事業に伴う次の換地関係業務を実施しています。

- (1) 経営体育成促進換地等調整業務
- (2) 換地計画及び換地処分業務
- (3) 土地改良登記業務
- (4) 確定測量業務
- (5) 換地・確定測量経費積算業務



7. 地籍調査業務受託事業

地籍調査事業に関する次の業務を実施しています。

- (1) 一筆地調査業務
- (2) 地籍測定業務



8. 調査設計事業

団体営土地改良事業の円滑な推進を図るため、本会が事業主体となって、事業の実施に先立つ調査設計を行っています。

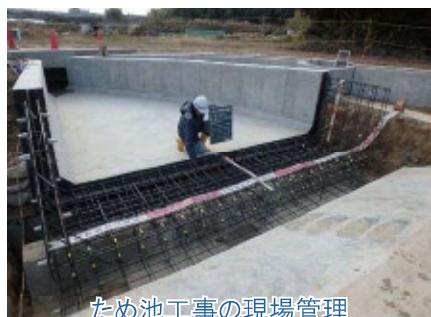
9. 発注者支援事業

会員が行う農業農村整備事業全般について、調査、計画、事業調整、設計、積算、施工監理、出来高管理、変更管理、処分、工事評価などについて支援事業を行っています。

また、災害発生時には、会員からの要請により復旧事業への協力・支援を行っています。



集落排水施設の現場管理



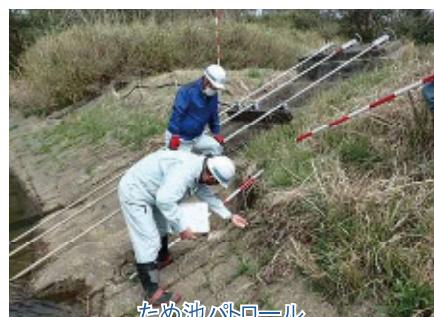
ため池工事の現場管理



災害現場の測量

10. ため池サポートセンター運営業務

「兵庫県ため池保全協議会」が設置している「兵庫ため池保全サポートセンター」「淡路島ため池保全サポートセンター」の運営業務を受託し、ため池管理者の適正な管理活動を支え安全なため池を次世代へつなぐため、ため池パトロールの実施、ため池管理に関する技術的指導、相談等を行っています。



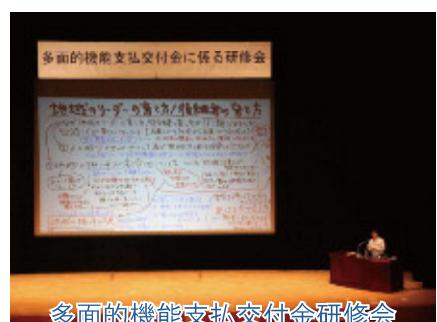
ため池パトロール

11. 多面的機能發揮推進協議会事業

本会は、「兵庫県多面的機能発揮推進協議会」の事務の一部を受託しており、活動組織・市町を対象とした研修会の開催や多面的機能支払交付金事業推進に関する業務（システムの構築、手引き等の作成、ニュース・活動事例集の作成等）を行っています。



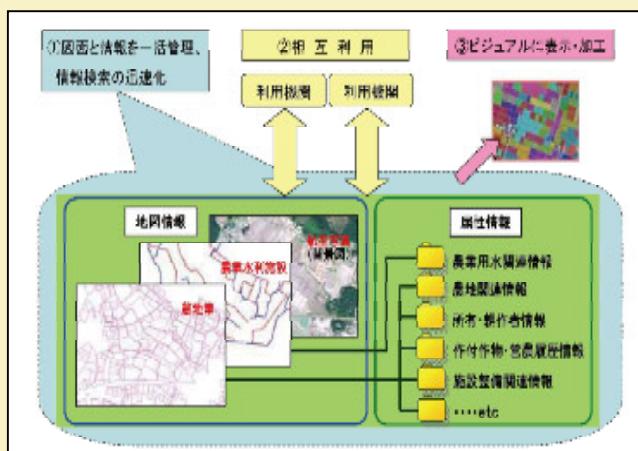
ひょうご水土里のふるさとフォーラム



多面的機能支払交付金研修会

12. 水土里情報サービス

水土里情報システムは航空写真、地形図、農地筆図、水利施設等の地図に、市町、農業委員会、農業共済組合、農業協同組合、土地改良区などの利用者が保有する農地や農業水利施設等の情報を登録し、情報の加工、編集、表示、印刷、検索等の機能をもった地理情報システム(GIS)です。コンピュータにソフトウェアをインストールする必要がなくWeb環境があれば24時間365日利用できます。



背景地図には、航空写真（オルソ画像）だけでなく地形図、住宅地図、衛星写真等も選択できます。

各種資格取得一覧

資格の名称	有資格者数	資格の名称	有資格者数
技術士(農業部門)	1	浄化槽管理士	9
技術士補	6	浄化槽技術管理者	7
RCCM	2	浄化槽設備士	6
一級建築士	1	第3種電気主任技術者	1
1級土木施工管理技士	10	第1種電気工事士	2
2級土木施工管理技士	4	第2種電気工事士	3
2級造園施工管理技士	1	1級ポンプ施設管理技術者	1
2級管工事施工管理技士	1	ダム管理主任技術者	1
2級建築施工管理技士	1	土地改良換地士	7
測量士	3	地籍主任調査員	4
測量士補	11	地籍工程管理士	2
農業水利施設機能総合診断士	3	土地家屋調査士	1
農業水利施設補修工事品質管理士	5	農業農村地理情報システム技士	3
土地改良専門技術者(農業土木)	10	農業用ため池管理保全技士	5
土地改良専門技術者(農村環境)	1	初級システムアドミニストレータ	1
農村災害復旧専門技術者	2	日商簿記検定2級	3
農業集落排水計画設計士	2	第一種衛生管理者	4
上級農業集落排水計画設計士	1	会計指導員	6



「水土里ネット兵庫」は兵庫県土地改良事業団体連合会の愛称です。



『水土里』・・・豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

新しい農業農村を目指して



水土里ネット兵庫

兵庫県土地改良事業団体連合会

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号

兵庫県土地改良会館

TEL: 078-341-0500 FAX: 078-341-0507

ホームページ: <https://www.hdrnet.or.jp/>

